

【佐倉市土地の埋立て及び土質等の規制に関する条例の一部改正について】

〈趣旨〉

- (1) 近年、再生土等（建設汚泥や産業廃棄物を処理した、埋立て用資材をいう。以下同じ。）による埋立て行為により、悪臭の発生などの埋立て現場の周辺住民から生活環境の悪化について苦情を受ける事例が発生しています。

また、再生土等は、石灰等の物質を混ぜ合わせることで製造されているため、再生土等自体がアルカリ性の強い物質となっています。この影響により、再生土等を使用した埋立てが行われた現場の周辺において、土壌がアルカリ化し、草木や作物の生育不良といった事態が生じている事例もあります。

現在の「佐倉市土地の埋立て及び土質等の規制に関する条例（以下「条例」という。）」は、土砂等（自然発生物由来）を対象としたもので、再生土等（廃棄物由来）については規制対象となっていません。

再生土等による生活環境の悪化を防止し、将来にわたり草木や作物の生育可能な土壌を維持していくために、条例に再生土等に関する規定を追加し、再生土等に関する規制を行います。

- (2) 佐倉市においては、不適正な土地の埋立て、盛土及び堆積行為（製品の製造又は加工のための原材料の堆積を除く。以下「土地の埋立て等」という。）が度々発生しています。

そこで、不適正な土地の埋立て等を防止し、適正な土地の埋立て等を推進するため、特定事業の対象範囲を拡大するとともに、土砂等の運搬及び土質に対する規制を強化します。

〈概要〉

- (1) 国、地方公共団体その他規則で定める公共的団体の行う事業を除き、再生土等を使用した土地の埋立て等を禁止します。
- (2) 良好な生活環境の保全を図るために、事業主等に佐倉市環境保全条例（平成11年条例第27号）第45条第1項に定める悪臭の規制基準その他の同条例に定める規制基準の遵守を求めます。
- (3) 安全基準に、災害の発生の防止及び良好な生活環境の保全に係る基準を参酌した新たな基準を加えます。
- (4) 土地の埋立て等の監視の強化のため、以下の規定を追加します。
- ①特定事業の対象を500㎡以上から300㎡以上とします。
 - ②土地の埋立て等の現場に搬入される土砂等は、その発生元が明らかなものに限定します。
 - ③土砂等を運搬する車両ごとに、搬入する土砂等の発生元、量などを記載した確認

票を携帯させ、保存させ、また住民の閲覧に供することを規定します。

- ④官公署へ必要な事項を照会できる規定を追加します。
- ⑤事業主等の名義貸しの禁止を追加します。
- (5) 事業主等の名義貸しの禁止並びに事業主等に対して、規則で定める事項を記載した書面の作成、携帯及び保存を規定したことに伴い、これらの規定に違反した場合の罰則を追加します。
- (6) その他改正に伴う所要の整理を行います。
- (7) 改正した条例は、平成30年4月1日から施行します。また、施行に必要な所要の経過措置を設けます。

〈意見提出ができる方〉(根拠：佐倉市市民協働の推進に関する条例による手続)

- ・市内に在住、在勤、在学する方
- ・上記の方が主体となって構成された団体(市民団体)
- ・市内に事務所又は事業所を有する法人

〈意見募集期間〉

平成29年10月13日～平成29年10月27日

〈意見の提出方法〉

・案件名、住所及び氏名(法人その他の団体にあつては、所在地、団体名及び代表者氏名)、を明記の上、下記の方法によりご意見をお寄せください。なお、口頭、電話でのご意見は受け付けておりません。

【持参】環境部廃棄物対策課窓口

【郵便】〒285-0845

千葉県佐倉市海隣寺町97番地

佐倉市環境部廃棄物対策課クリーン推進班

【FAX】043-486-2504

【E-mail】haikibutsu@city.sakura.lg.jp

※この手続は案件に対する具体的な意見を収集するもので、賛否を問うものではありません。

※お寄せいただいたご意見は、これに対する市の考え方とともに整理した上で公表いたします。ただし、個々のご意見に直接回答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。

「佐倉市土地の埋立て及び土質等の規制に関する条例の一部改正」に対する意見・提案

氏名又は法人・団体名	
住所又は所在地 (法人は、市内の事業所・ 事務所を記入)	
※市外在住のかたは、以下の欄もご記入ください。	
勤務先又は学校名	
勤務先又は学校の所在地 (地番省略可)	

意見・提案をご記入ください。	
意見・提案内容 (なるべく具体的に記入して ください。)	

※1 意見が長文にならないよう、なるべく簡潔に記入してください。

※2 提出された意見は返却いたしません。また、著作権は佐倉市に帰属されます。

※3 提出は、下記までご持参いただくか、郵送、FAX、メールのいずれかの方法でお願いします。

(提出・問い合わせ先)

〒285-8501 千葉県佐倉市海隣寺町97番地

佐倉市役所 環境部 廃棄物対策課

[FAX] 043-486-2504

[メール] haikibutsu@city.sakura.lg.jp